

# 青森県報

第二千六百四十二号

平成十八年  
六月十九日  
(月曜日)

### 目次

### 告示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………

建設業者の許可の取消し……………

### 出先機関

青森県立海洋学院の短期研修……………

## 告 示

青森県告示第四百八十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成十八年六月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	事業を行う居宅サービスの名称	所在地	廃止年月日
神智昭	神智昭	弘前市大字大町二丁目一〇の三	訪問看護	矯正歯科じん	弘前市大字大町二丁目一〇の三	平成一六・三・三
神智昭	神智昭	弘前市大字大町二丁目一〇の三	訪問リハビリテーション	矯正歯科じん	弘前市大字大町二丁目一〇の三	平成一六・三・三
医療法人 聖誠会	医療法人 聖誠会	弘前市大字新町一五一	介護予防訪問看護	医療法人聖誠 腸科	弘前市大字新町一五一	一六・四・一
医療法人 聖誠会	医療法人 聖誠会	弘前市大字新町一五一	介護予防居宅療養管理指導	医療法人聖誠 腸科	弘前市大字新町一五一	"
医療法人 聖誠会	医療法人 聖誠会	弘前市大字新町一五一	介護予防短期入所療養介護	医療法人聖誠 腸科	弘前市大字新町一五一	"

青森県告示第四百八十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

平成十八年六月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区域	区分
八戸市江陽四丁目四の一四	八戸第一区域	総トン数十
八戸市新湊二丁目五の一五	小崎眞一郎	未満の漁船
櫛桁 幸平		より行底び
		き網漁業及
		総トン数二
		十以上の漁
		船未満の漁

により行うま  
き網漁業

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年六月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 斉藤建設
- 二 氏名 斎藤 勇藏
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字長橋字橋元二二の七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第一二〇一号
- 五 取消年月日 平成十八年六月七日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木、とび・土工、ほ装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成十八年四月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

青森県立海洋学院告示第一号

青森県立海洋学院条例（昭和三十九年四月青森県条例第五十一号）第七条第一項の規定により、次のとおり短期研修を行うので、同条第二項の規定により告示する。

平成十八年六月十九日

青森県立海洋学院長 小 倉 大二郎

課程	期 間	受講者 の定員	受講対象者	摘 要	担い手生涯 教育研修		
					得研修	船員資格取	
漁業に従事 又は漁業を 志す者	平成十八年七月二十四日から 同月二十五日まで	二十人	漁業に従事 又は漁業を 志す者	第二級海上 特殊無線技 士	FRP材補 修技術	平成十八年七月二十四日から 同月二十五日まで	平成十八年七月二十五日から 同月二十七日まで
	平成十八年七月二十五日から 同月二十七日まで	二十人				平成十八年七月二十五日から 同月二十七日まで	平成十八年七月二十五日から 同月二十七日まで
漁業に従事 又は漁業を 志す者	平成十八年七月二十二日から 同月二十三日まで	二十人	漁業に従事 又は漁業を 志す者	第二級海上 特殊無線技 士	結索技術	平成十八年七月二十二日から 同月二十三日まで	平成十八年七月二十二日から 同月二十三日まで
	平成十八年七月二十二日から 同月二十三日まで	二十人				平成十八年七月二十二日から 同月二十三日まで	平成十八年七月二十二日から 同月二十三日まで

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町一丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭